

岐阜県立大垣南高等学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年度

「学校いじめ防止基本方針」策定の根拠

【いじめ防止対策推進法（法律第71号）】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1. いじめの問題に対する基本的な考え方

（基本理念）

いじめは、すべての生徒に関する問題であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

したがって本校では、すべての生徒がいじめを受けないよう、すべての生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」に取り組むとともに、積極的な生徒理解と深化をはかることにより、いじめ防止等のための対策を行う。

（いじめの理解）

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」ものであり、また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであるとの意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

（生徒の責任）

生徒はいじめを行ってはならない。また、いじめを見て見ぬふりをしてはいけない。

（学校及び職員の責務）

学校及び職員は、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の教育活動全体を通じ「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自己の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の育成に努めなければならない。

保護者や地域、関係機関等との連携を図りながら学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速な組織的対応をしなければならない。

学校は、学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

いじめの防止の観点では、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりのために、「学校の教育活動全体を通じた学校いじめ防止プログラム」「年間を通じたいじめへの対応に係る教職員の資質向上のための取組計画」を定める。

いじめの早期発見を徹底する観点では、いじめに関するアンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についての「早期発見・事案対処マニュアル」を定め、それを徹底する。

2. いじめの態様

いじめの内容	抵触する可能性のある刑罰法規
A 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	脅迫・名誉毀損・侮辱
B 仲間はずれ、集団による無視	
C 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
D ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行、傷害
E 金品をたかられたりする	恐喝
F 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物損壊
G いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせつ
H パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	名誉毀損、侮辱

3. いじめ防止等（未然防止、早期発見、対処）の対策のための組織

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

平時の組織

いじめ防止対策委員会

【未然防止、早期発見のための対策組織】

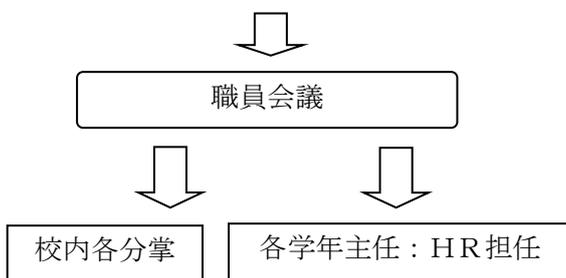
【いじめ防止対策委員会】

学校いじめ対策組織の構成員、外部専門家の参画

- ・ 学校関係者
校長、教頭、生徒指導主事、教育相談係
特別支援教育コーディネーター
- ・ 第三者
臨床心理士または公認心理師（SC）、弁護士
保護者代表（育友会会長）
地域代表（学校評議員）

いじめ未然防止のための全体計画の作成

- * 年間計画の作成
- * 定期調査（生活アンケート）の計画と実施
- * 生徒理解検査の実施と情報の収集
- * 人権週間、「ひびきあいの日」の計画と実施
- * 教育相談週間の実施と情報収集



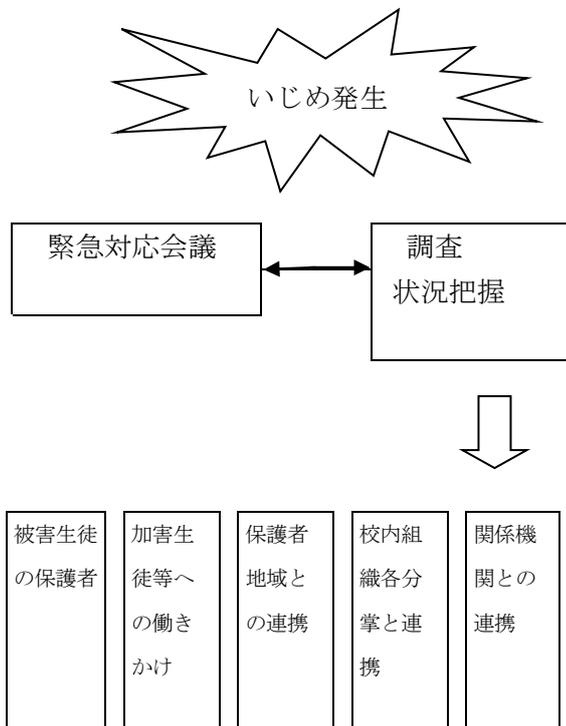
いじめ発生時の組織

いじめ対応チーム

【早期解消・再発防止のための対策組織】

【いじめ対応チーム】

校長、教頭、生徒指導主事
学年主任、HR担任、部顧問
教育相談係、養護教諭
専門医等



4. いじめの防止（未然防止のための取組等）

（1） いじめ防止教育の充実

- ア. 生徒の豊かな情操と道徳心を養い、自己の存在と他者の存在を等しく認め合い、お互いの人格を尊重しあえる態度を育てるため、すべての教育活動を通じた取組を推進する。
- イ. 人権週間、「ひびきあいの日」における取組の充実。
 - ◇統一LHRの有効的な活用（全学年）
- ウ. 挨拶運動などの日常の活動を通して、ストレスフリーな学校生活の実現に、組織的に取り組む。
- エ. 学校行事や部活動、MSL 活動など、生徒の体験的な活動を推進し、すべての生徒が自信を持ち自己有用感や自己肯定感を育むことができるように努める。

（2） 学校における人間関係の構築

- ア. より深い生徒理解を推進し、一人一人の「心」のサインや身体的な変化を見逃すことなく、個に応じた援助を積極的に行う。また、家庭においても生徒の心の状態まで含めた把握が一層なされるよう、保護者に対して積極的に働き掛ける。
- イ. いじめやその他の問題を早期に把握するため、定期的調査を実施する。
 - ◇心のアンケート（全学年：年5回）
 - ◇いじめアンケート（全学年：年3回 6月・10月・12月）
 - ◇学校の教育活動に関するアンケート（生徒・保護者：7月）
- ウ. 生徒理解に関する検査の実施とその有効的な活用。
 - ◇i-check（全学年：5月）
- エ. 教育相談活動の充実
すべての生徒を対象とした、日常生活全般における教育相談を活用して「小さなサイン」を鋭く捉え、いじめの未然防止に努める。
【いじめを防止する教育相談の機能】
「開発的教育相談」：すべての生徒を対象に、学業面・社会面・進路面・健康面で豊かな成長を支援する。
「予防的教育相談」：「小さなサイン」を鋭く捉え、問題の未然防止を図る。
「問題解決的教育相談」：生徒が抱えている問題に向き合い、解消・解決を目指す。
 - ◇教育相談週間（全学年：4月・10月）
- オ. 教師と生徒との人間関係の構築
いじめに関する「本人の訴え」、「他からの情報」は生徒との信頼関係が構築されていなければ機能しない。このため日頃から生徒との信頼関係づくりに努める。

（3） いじめ防止のための校内体制

- ア. 現行の生徒指導課会の他に「いじめ防止対策委員会」を設置し、実効のないいじめ防止対策活動の計画・実施を行う。
- イ. いじめ防止対策委員会においては、教育相談係、特別支援教育コーディネーターが加わりいじめ防止のための支援を行う。
- ウ. スクールカウンセラーや専門医、弁護士との連携を密に行う。
- エ. 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめ防止の取組に対する協力・支援が得られるようにする。

(4) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。（地域貢献やボランティア等）
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」態勢を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。

【教務課】

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導ではわかる授業を確立する。

【生徒指導課】

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・定期的に「心（いじめ）アンケート」を実施し、状況を把握する。
- ・いじめ防止の意識を高める職員研修等を開催する。
- ・情報モラルに関する指導を実施する。
- ・MSリーダーズ活動を通じて社会貢献活動への参加により、社会の一員としての自覚を醸成する。

【進路指導課】

- ・進路目標の早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。

【特別活動課】

- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成するとともにコミュニケーション力を伸長させる。

【保健厚生課】

- ・学校美化活動等により、情操教育の推進を図る。

【渉外課】

- ・育友会活動を通して学校と家庭の信頼関係を醸深め、いじめの未然防止、早期発見に努める。

【図書課】

- ・いじめ防止に係る図書等の充実を図る。

5. いじめの早期発見（いじめの徴候を見逃さない・見過ごさないための手立て）

ア. 面接によるいじめの発見

◇教育相談週間の活用

教育相談実施後のクラスごとの情報収集（教育相談係）

◇三者懇談の活用

◇進路相談面接の活用

イ. アンケート調査によるいじめの発見

◇いじめアンケート

◇保護者アンケート（7月）の分析

◇心のアンケート

ウ. 保健室、教育相談室利用状況の確認

エ. 学年会・分掌会議・職員会議による生徒情報の共有

学年会（生徒指導担当者） → 生徒指導課会 → 管理職

オ. 外部機関との連携

◇警察・少年補導センター（担当：生徒指導主事）

◇教育委員会学校安全課との連携による、ネットパトロール情報の収集

早期発見・事案対処マニュアル

初期対応	<input type="checkbox"/> 管理職に第一報 <input type="checkbox"/> 複数の教職員で対応 <input type="checkbox"/> 事実確認 *被害生徒、加害生徒、関係生徒への事情の聴き取り、教育相談係への相談状況等の確認 *被害者の立場に立って、行為としての事実を確認する *必要に応じて複数の情報のすり合わせを行い、正確な情報を集約する <input type="checkbox"/> 加害生徒の保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 被害生徒の保護者への連絡	
情報収集	<input type="checkbox"/> 被害生徒・加害生徒・周囲にいた生徒から事情の聴き取り *被害生徒には、教職員が必ず安全を守ることを伝え、加害生徒からの報復を恐れず真実を語るよう援助する *加害生徒からの聴き取りでは、生徒が発言中に判定を下さず、いじめに至った背景や心情等、加害生徒の思いにもしっかりと耳を傾ける *不測の事態に備え、生徒は一人にしない *複数の教職員で、関係する生徒からそれぞれ別室で聴き取る *生徒自身に状況を書かせる <input type="checkbox"/> 場合によっては、関係機関（警察等）や中学校の状況を出身中学校等に問合せ <input type="checkbox"/> 情報を時系列で詳細かつ正確に記録（事実のみ5W1Hで記載）	
報連相	<input type="checkbox"/> 管理職に報告した上（各学校のいじめ対策組織）での開催 *情報集約 *被害生徒・保護者への対応・支援、加害生徒・保護者への指導・支援 *他の生徒への対応 *今後の対応策、役割分担、指導方法等の原案作成 <input type="checkbox"/> 緊急職員会議の開催 *全教職員への周知と共通認識を図る *今後の対応策の見当と役割分担 <input type="checkbox"/> 関係生徒への指導・支援、他の生徒への対応、保護者への対応、関係機関（警察等）との連携について協議 <input type="checkbox"/> 地域担当生徒指導主事に報告 <input type="checkbox"/> 重大事案は県教委学校安全課生徒指導係に報告 *電話連絡の後、第一報報告様式で報告 TEL058-272-1111(内線 8639) <input type="checkbox"/> 場合によっては、PTA会長に報告	
生徒への対応	被害生徒	加害生徒
	<input type="checkbox"/> 共感的理解に基づく指導・支援 *本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が支えることを約束する *今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する <input type="checkbox"/> 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア	<input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す <input type="checkbox"/> 叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う <input type="checkbox"/> 形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する <input type="checkbox"/> 心のケアを行う
	周囲の生徒への対応	
	<input type="checkbox"/> 周囲の生徒からいじめの情報提供があった場合 *その勇気ある行動を褒め、できる限り具体的な事実を聴き取る その際には情報提供者が誰なのか分からないよう配慮する *騒ぎ立てたり、話を不用意に広めたりすることがないように指導する <input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・クラス全体の問題として取り組む環境をつくる	
保護者への対応	被害生徒の保護者	加害生徒の保護者
	<input type="checkbox"/> 電話による概要説明 *事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る <input type="checkbox"/> 家庭訪問の実施 *複数の教職員で家庭訪問し、（管理下で起きた場合は）管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする *詳細を説明し、誠意をもって対応する *学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する *場合によっては警察に被害届を出す	<input type="checkbox"/> 概要説明（家庭訪問、保護者来校等） *複数の教職員で面談し、事実を整理して伝える *温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける *加害生徒が複数いる場合は公平に対応する <input type="checkbox"/> 今後の対応策を相談 *保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の支援の在り方について、共に考える *学校の指導・支援の在り方について説明する *被害生徒への対応（謝罪等）について相談する *事象の具体的な内容や被害生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する

6. いじめに対する措置

学校の教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係わる情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。

教職員全員の共通理解を図りながら、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応に当たる。

(1) 発生しいじめへの対応

【素早い対応】

最悪を想定した対応を心がける
人権侵害との認識を持って対応する
被害者の保護を優先に考える
毅然とした指導を行う
集団改善の視点から取り組みを行う
再発防止へ十分配慮する

【事実の正確な把握】

いじめの対象
いじめの構造

- ・いじめる生徒
- ・観衆（はやし立てる、おもしろがる
- ・傍観（見て見ぬふりをする）
- ・いじめられる生徒

いじめの様態
被害者の状況、保護者の状況
二次的な問題の有無

7. いじめの「解消」

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット関連を含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害の重大性や、長期の期間が必要であると判断される場合は、目安にかかわらず、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定し、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

ア. 保護者との連携

- | | | |
|--------------|-----------|--------------|
| ・保護者の心情の理解 | ・緊密な連携の確認 | ・本人への支援方法の協議 |
| ・学校の指導方法への理解 | | |

電話による概要説明

*事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る。

家庭訪問の実施

*複数の教職員で家庭訪問し、(管理下で起きた場合は)管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする。

*詳細を説明し、誠意を持って対応する。

*学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。

*場合によっては警察に被害届を出す。

イ. 被害者への支援

- | | | |
|----------|----------|---------|
| ・心の支援を保障 | ・目に見える対応 | ・対応策の提示 |
| ・人間関係の改善 | ・課題解決の援助 | |

共感的理解に基づく指導・支援

*本人の不安(疎外感・孤独感等)の払拭に努め、学校の教職員が一丸となって支えることを約束する。

*今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する。

教育相談係等による心のケアを継続して実施する。

ウ. 加害者への指導

- | | | |
|----------|--------------|---------|
| ・事実関係の確認 | ・相手への共感 | ・相手への謝罪 |
| ・保護者との連携 | ・法的責任についての確認 | |

「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す。

叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、加害生徒の気持ちを理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う。

形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する。

心のケアを継続して実施する。

エ. 学校全体への指導

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| ・毅然とした指導 | ・指導姿勢の明確化 | ・指導手順の遵守 |
| ・指導法の工夫 | ・再発防止策の実行 | |

「いじめ撲滅」に向けた、毅然とした指導を組織的・計画的に実行する。

学級における指導においては、被害を受けた当事者および保護者から了承を得たうえで指導を開始する。

「いじめられる側にも問題がある」との意識が払拭されているか確認する。

加害者を一方的に責めることがないよう、事前の配慮、準備を行う。

「いじめを起こさない」という意欲の喚起に結びつけられる「終末」を準備して指導する。

8. いじめ防止のための年間計画

月	おもな行事	取組内容
4	第1回校内いじめ防止職員研修 教育相談週間（二者面談） 育友会総会 生徒情報交換 【毎月実施】 心のアンケート 【年5回実施】	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止の年間の取組について説明 ・学校の方針と具体的対応の確認 ・生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・いじめ防止についての説明 ・全職員との情報交換会（全校生徒） ・いじめ、迷惑等に関する調査（全校）
5	生活安全講話 人権教育職員研修会 生徒理解検査（全学年）	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル、マナーに関する外部講師による講話 ・発達障害についての職員研修会 ・i-checkの実施
6	人権教育推進委員会 第1回県いじめ調査（4～6月）	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育について ・第1回県いじめ調査（4～6月）
7	三者懇談	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭生活の状況確認
8	第1回いじめ防止対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめに関するアンケート結果の確認等
9	第2回校内いじめ防止職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害生徒の対応について
10	教育相談週間（二者面談）	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の生活状況や問題意識等の確認
11	第2回県いじめ調査（8～11月）	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回県いじめ調査（8～11月）
12	三者懇談	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭生活の状況確認
1	第3回校内いじめ防止職員研修 第3回県いじめ調査（12～1月）	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルについて ・第3回県いじめ調査（12～1月）
2	第2回いじめ防止対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止の年間の取組の検証と課題 ・第3回県心（いじめ）調査結果の確認等
3	第4回校内いじめ防止職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の反省と来年度に向けての方針

9. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

下記の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあるもの。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当期間（30日以上）または、一定期間連続して欠席している場合
- その他（重大事態が懸念される場合）

(2) 調査

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」という考えをもたず、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

重大事態が発生した場合は、事態の早期解消をはかるとともに、同種の事態の再発を防止するため、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

ア. 調査のための組織の設置

「いじめ対応チーム」を母体として、事実関係を明確にする調査を実施する。

事態によっては県教育委員会の指導のもと、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、事実関係の調査を行う。

イ. 調査の実施

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ いつ（いつ頃から）○ 誰から行われ○ どのような態様であったか○ いじめを生んだ背景事情○ 生徒の人間関係にどのような問題があったか○ 学校や教職員がどのように対応したか など |
|--|

*事実関係を、可能な限り網羅的に明確化する。

① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を行う。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導や、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケア・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

ウ. 調査結果の報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ② 調査結果を県教育委員会に報告する。

報告先：岐阜県教育委員会 学校安全課 生徒指導担当

10. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を行う。
- 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を行う。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、援助・助言を依頼する。
- 早期発見の観点から、県教育委員会学校安全課・情報担当者と連携し、学校ネットパトロールの情報を把握し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- 生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局やいじめ相談ダイヤルなど外部の相談機関も紹介する。
- パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、スマホなど携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- 生徒が扱う情報ツールの進化に対応した教職員の研修機会を設定する。

11. 情報等の取り扱い

(1) 生徒理解検査等の有効活用について

i-check の検査結果はHR担任が保管し、生徒の性格や生活実態などの把握のための資料として有効に活用する。

(2) 個人調査データの管理について

いじめアンケート、面談記録などは、生徒が在籍中、保管する。特に記名されたものは、実物を保管する。

【保存期間】 アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書の保存期間は当該児童生徒が卒業後5年間とする。

【保管場所】 生徒指導課およびHR担任

*いじめアンケートなど全校一斉調査に関するものは、教育相談室で保管。

*生徒理解検査および面談記録等についてはHR担任保管